

耐震設計審査指針改訂に当たって原子力安全委員会から表明して戴きたい事項

平成 18 年 3 月 17 日

原子力安全・保安院

発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針（以下、「指針」という。）を改訂する際には、原子力事業者、一次審査を行う当院、さらには広く国民に対し、その適用等について明確にする必要があるため、以下の事項を原子力安全委員会として表明して戴きたい。

1. 今回の指針改訂は、一層の耐震安全性及び信頼性の向上を目指したものであり、現在の科学技術水準に照らしても従来の指針に災害の防止を図る上で不合理な点がないことには変わりはなく、従って従来の指針に基づき、これに適合するとされた原子力施設の耐震安全性を何ら否定するものではないこと。
2. 発電用原子炉以外の施設に係る安全審査指針（ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料加工施設安全審査指針等）の中の耐震安全性に関する部分については、改めての検討が必要であること。
3. 原子力安全委員会が要望する既設の発電用原子炉施設についての改訂後の指針に照らした耐震安全性の確認は、原子炉等規制法、電気事業法に基づく義務的なものではなく、また相当の時間を要することを考慮し、一定の合理的な期間内に行われることが適当であること。

以上